変圧器油
芳香族油（植物油を除く。）
潤滑油及び混合原料
鉱油
モーター油
浸透油
スピンドル油
タービン油
留出油
直留油
フラッシュド・フィード・ストック
軽油
分解油
ガソリン混合原料
アルキレート燃料
改質ガソリン
マージン燃料
ガソリン
ケーシングヘッド（天然のもの）
自動車ガソリン
航空ガソリン
直留ガソリン
第一種燃料油（灯油）
第二種Ｄ燃料油
第二種燃料油
第二種Ｄ燃料油
ジェット燃料
ＪＰ―一（灯油）
ＪＰ―三
ＪＰ―四
ＪＰ―五（灯油、重質）
タールボ燃料
灯油
ミネラル・スピリット
ナフサ
ソルベント・ナフサ
石油ナフサ
ハートカット留出油

注　この表は、必ずしも網羅的なものではない。

付録Ⅱ　証書及び追補の様式（注）

注　国際油汚染防止証書は、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給する国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

国際油汚染防止証書

（注釈　この証書は、構造及び設備の記録によつて補足される。）

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）に基づいて、……

（国の正式名称）

政府の権限の下に、……

（条約により権限を与えられた者又は団体の名称）

が発給する。

船舶の要目㈠

注　船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

船名　……

船舶番号又は信号符字　……

船籍港　……

総トン数　……

載貨重量（トン）（注１）　……

国際海事機関船舶識別番号（注２）　……

注１　油タンカーについて記入すること。

注２　決議Ａ600㈮により同機関が採択した国際海事機関船舶識別番号方式に従うこと。

船舶の種類（注）

油タンカー

条約附属書Ⅰ第二規則２に規定する貨物区域を有する船舶（油タンカーを除く。）

上記の船舶以外の船舶

注　該当しないものを抹消すること。

この証書は、次のことを証明する。

１　この船舶が、条約附属書Ⅰ第６規則の規定によつて検査されたこと。

２　検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書Ⅰに定める関係要件に完全に適合していること。

この証書は、条約附属書Ⅰ第６規則の規定による検査が行われることを条件として、……㈠まで効力を有する。

この証書の根拠となる検査が完了した日……

……において発給した。

（証書の発給の場所）

……　……

（発給の日）　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

注　条約附属書Ⅰ第10規則１の規定に従い、主管庁が特定した満了の日を記入すること。条約附属書Ⅰ第10規則８の規定に基づいて改めない限り、当該満了の日は、条約附属書Ⅰ第１規則27に定義する検査基準日とする。

年次検査及び中間検査のための裏書

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅰ第６規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

年次検査

署名……

（正当に権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

第明三種郵便物認可
治二十五年三月三十一日